

2009年(平成21年)1月30日

枚方市教育委員会
委員長 宮川勝也 殿

大阪弁護士会
会長 上野 勝

要 望 書

■■■■氏、■■■■氏より、当会对し、人権侵害の事実があったとして、適切な処置を求める旨の申立てがありました(平成19年度第44号事件)。

それゆえ当会人権擁護委員会において慎重に審査しました結果、人権侵害のおそれがあると認められましたので、以下のとおり要望致します。

要望の趣旨

今後、枚方市立の小中学校に在籍している生徒より、卒業証書の卒業生徒生年月日欄に西暦を使用して欲しい旨の要望が出され、当該学校より問い合わせがなされた場合には、西暦を記載することが望ましい旨助言されるよう、要望する。

要望の理由

第1 本件申立の概要

上記申立人らより、「権限がない筈の教育委員会による卒業証書における卒業生生年の元号強制により、学校長から共通暦(西暦)記載の要望を拒否され、思想・良心の自由を侵害された。また、教育委員会の不誠実な対応により、精神的苦痛を受けた。教育委員会は、自らに権限がないことを認めながら、未だに卒業証書卒業生生年の元号強制を続けている。よって、枚方市教育委員会に対し、①これまでの卒業証書の印刷・発行にかかわる事務の問題があったことを認め、申立人に対して謝罪し、申立人の希望に沿う卒業証書の再発行を認めること、②各学校(学校長)に対して、今までの卒業証書の印刷・発行にかかわる事務の問題があったことを説明し、卒業証書の発行過程を、実際に学校長に発行権限がある形に改めることの警告を出していただくよう求める」旨の申立がなされた。

第2 認定した事実

1 基本的事実

(1) 卒業証書の意味

卒業証書とは、学校が認定している教育課程を修了したことを証明する為学校が発行する公文書を指し、通常は卒業式で授与される。

また、学校教育法施行規則58条(同法79条で中学校に準用)では、校長は小学校(中学校)の全課程を修了したと認めたものには卒業証書を授与しなければならないと規定されている。

(2) 枚方市の公立小学校・中学校の現状

現在、枚方市の公立小学校・中学校の卒業証書においては、在日外国人等の例外を除き卒業生の生年月日欄が元号のみで標記されていること、発行年月日については西暦との併記である点について争いはない。

2 その他本件事実の人権侵害性を判断する上で重要な事実(申立内容)

(1) 本件卒業証書が発行されるまでの経緯

本件においては、さほど頻繁に学校長等との交渉がなされたわけではない。

しかし、申立人[]の場合、長女(今回の当事者の姉)が卒業する際には西暦での生年月日を記載してもらったのであり、今回も希望に応じてくれるものと思っていた、とのことである。

(2) 卒業生自身の意向(卒業生自身の権利侵害を問題にしているのか、との問いに対する申立人の回答)

当事者には、申立人(父親)ほどの強い気持ちはない、とのことである。

保護者としての思想良心の自由も侵害されていると理解しているし(教育の場で強制はおかしい)、校長に事実上元号を強制していること、教育現場でそのような強制が通っているということ自体、子どもの教育を受ける権利に支障を生じさせる、現場の教師や子どもの権利の擁護の観点から代弁している、との主張もなされた。

(3) 政治的思惑への批判

これまでは、枚方市でも、卒業証書の卒業生生年月日欄に西暦併記が認められていた。それが、中司前市長が市長就任後、向市長の強い意向で変化させられている、との主張もなされた。

(4) 枚方市教育委員会の関与の仕方

枚方市教育委員会は、卒業証書の審式・内容はあくまで各校長が決めるものであり、教育委員会が具体的な指導を行なっている訳ではないと主張する。また、実際には校長会において確認されたことが実践・踏襲されているとの認識を有している、とのことであった。しかし、他方従前は、卒業証書枚数調査の書面において、卒業生の生年に元号がなくても良いのは外国籍児童のみであるとの記載を行なっていたし、教育委員会としては「日本国籍の生徒・児童の場合、住民基本台帳に基づき編成される学齢簿に基づくのが望ましい」との認識を有しており、各校長から問い合わせがあれば、その旨回答すると述べている。

(5) 他の自治体への照会

当会では大阪府下の市、近畿地方の県庁所在地、インターネット等により情

報を得た近畿地方外の一部都市に対して照会を行ない、末尾添付の表のとおり、具体的な回答を得た。これによれば、多くの地方公共団体において、生徒らの希望を聴取し、その希望に沿う形で西暦の併記が認められていることが理解される。

第3 当会の判断

1 元号法の意味

(1) 一世一元制

年号は、古く中国において、皇帝が時間を支配するものとして制定された。かかる「一帝一元」は明朝に始まり、清朝にも引き継がれている。

他方、我が国においては、1889年2月1日、天皇主権の大日本帝国憲法とともに旧皇室典範が制定されているが、同典範は、皇帝自立主義の原則に基づき、大日本帝国憲法と並ぶ最高法規とされており、同12条は「踐詐の後、元号を建て、一世の間に再び改めざること、明治元年の定制に従ふ」と定めている。

更に1909年2月11日に公布された登極令(皇室令1条)は、第2条において「天皇踐詐の後には直に元号を改む。元号は枢密顧問に諮射したる後、之を勅定す」、第8条において「元号は寄書を以てこれを交付す」と定め、天皇の代替わり儀式の中で踐詐の直後に改元することを明記している。

このように「一世一元」の元号は、天皇主権主義と一体のものとして制定されたのである。

しかし、第2次大戦終了後の民主化政策の中で元号の法制化は認められず、1947年をもって旧皇室典範と皇室令は廃止となった。

(2) 元号法制定の経過

1979年6月、元号法が制定された。同法は「1 元号は、政令で定める。2 元号は皇位の継承があった場合に限り改める。」と規定している。

同法と天皇制との関係については様々な議論があり、国民主権主義の日本国憲法の下では元号法制化は許されないとの強い批判があることは周知の事実である。

他方で、政府は、「現行憲法でもなお、天皇の象徴として国及び国民の統合の象徴であることを第一条が、国民の総意に基づいて厳肅に宣言しているわけでございますので、今度の元号法案が現行憲法の思想に基づいて、つまり民主的な手続で国会の御決議を経て、そして政令で決める。その決める際に、その改元の契機となるその時点で、皇位の継承の点に求めたというだけでございまして、決して前の天皇制、主権天皇制の制度に逆行させる一里塚であるというような、そのようなつもりは毛頭ございません」と説明しているところである(1979年4月19日衆議院内閣委員会真田政府委員の答弁)。

このように政府は、「現行憲法でもなお、天皇の象徴として国及び国民の統

合の象徴であることを第一条が、国民の総意に基づいて厳肅に宣言している」と説明している。かかる説明からして、政府が同法を少なくとも象徴天皇制と結びつけていることは明らかである。

(3) 国民への使用強制の許否

元号の使用については、1979年6月に総理府長官談話「元号法の成立に当たって」が出されている。その内容は以下の通りである。

「公的機関の窓口業務においては、これまでも届出等の書類の年表示には元号を用いるよう国民の方々にご協力をいただいているところであるが、この点については今後も公務の統一的な事務処理を円滑、迅速に行うために、引き続き国民各位のご理解とご協力を要望する次第である。もとより、これはあくまでも協力要請ということであり、西暦で記入されたものも適法なものとして受理されるということはいうまでもない。私は、この問題については公的機関の窓口業務に關与する職員の的確な理解と良識ある行動の下に、従来同様今後とも円滑に事務処理が行われることを確信し、期待するものである」。

また、教育に関しては、大学入試センターの共通一次学力試験志願書が「西暦で記入してはいけない」と書かれていることについて、文部省は以下のとおり回答している。

「大学入試センターがつくっております共通一次学力試験の志願書、これにつきましては、先ほど出来てまいりましたような統一的な事務処理という観点から、生年月日と、それから高等学校の卒業年度ないしは卒業見込み年度の記入は元号を使用して記入していただくよう、そういう様式になっているわけでございます。その趣旨は、共通一次試験の受験者の数が三十数万人という大変多くの数になりますので、混乱なく円滑に実施をしたい、そういう趣旨からそういった取扱いにしているわけございまして、実際問題といたしましては毎年西暦によって記入をしてこられる志願者もいらっしゃいまして、これは入試センターの方で遺漏なく受理いたします。ただし、その後のコンピューターの事務処理、そういった都合がございますので、入試センターの方ではその年号を元号の年号に換算、記入を致しまして処理をさせていただいている、そういう実態にあるわけでございます」（1986年10月28日参議院内閣委員会佐藤政府委員の答弁）。

さらに国民の使用義務について、政府は、「使用については何ら触れておらないわけでございます。」「もし使用を何らかの意味でも強制するということがあれば規定がいりますけれども、強制しないという原則がございますから、わざわざ規定を設ける必要がないということから、そういう強制するものではないというようなことを、規定を置かなかつた次第でございます」と説明している（1979年4月19日衆議院内閣委員会真田政府委員の答弁）。

以上より、元号法は、国民に元号使用を強制するものではないことは明らかである。

2 思想良心の自由の侵害の有無について

(1) 問題点

生徒の卒業証書の生年月日欄の記載について、保護者である申立人らが、生徒の生年月日について西暦で記載するよう学校長に希望したのに対し、学校長がそれを拒絶することが、生徒ないしは保護者である申立人らの思想良心の自由を侵害しているか、が問題となる。

(2) 思想良心の自由

思想良心の自由は、内面的精神活動の中でも最も根本的なものであり、憲法19条は「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない」と規定しているのであって、この自由は、世界観、人生観、思想体系、政治的意見等のように、人格形成に役立つ内心の活動の自由がこれに該当すると理解されている。また、思想良心の自由を「侵してはならない」の意味としては、思想の強制ないし思想に基づく不利益の禁止が含まれる。

つまり何人も、いかなる世界観・人生観・主義・主張を内心に抱こうと、それが内心にとどまっている限り、絶対的に自由なのであり、公権力が特定のものの見方ないし考え方を国民に押しつけ、強制が許されないことは当然である。また特定の思想を抱いていること、もしくは抱いていないことを理由として、国家権力が差別的な、もしくは不利益な取扱いを行うことも絶対に許されない。更に、思想が何らかの外部的行為を伴う場合は、外部的行為の規制が思想良心の自由に対する事実上の影響を最小限にとどめるような配慮をしなければならず、かような配慮を欠くときは憲法19条違反となる。

(3) 元号法と思想良心の自由

「一世一元」の元号表記は、既述のとおり、歴史的には天皇主権主義と密接不可分であった。元号法の元号が、たとえ政府の説明のように憲法の象徴天皇制に由来するものであるとしても、元号表記そのものは、明治以来の「一世一元」の天皇制に由来するものと外観上は区別することができない。明治以来の天皇制に関する国民の捉え方については様々なものがあり得るところであり、これとの関連において元号表記についても国民個々の思想良心に即して様々な捉え方が考えられる。

よって、これは思想良心の自由に属する事項として憲法上保護されるべきものである。

(4) 学校教育の中での思想良心の自由の保障

教育は受け手の思想良心に必然的に影響を及ぼすものであって、学校が生徒の思想良心に何らの影響力も行使してはならないと考えるならば、公教育自体が成り立たない。しかし、他方、公立学校で伝達される価値観は、絶対的なものとして選択の余地なく生徒に提供されてはならず、生徒が自ら選択をなすための素材を提供する意義を持ち得るにすぎない。

3 教育を受ける権利の侵害の有無について

(1) 問題点

生徒の卒業証書の生年月日欄の記載について、保護者である申立人らが、生徒の生年月日について西暦で記載するよう学校長に希望したのに対し、学校長がそれを拒絶することが、生徒の教育を受ける権利ないしは保護者である申立人らの教育の自由を侵害しているか、が問題となる。

(2) 教育を受ける権利・教育の自由

教育を受ける権利(憲法26条)とは、国民各自(特に自ら学習できない子ども)が、一個の人間として、また一市民として、成長・発達し、自己の人格を完成、実現するために必要な学習をするという「学習権」を中心に把握され、子どもが教育を自己に施すことを大人一般に対し要求する権利を意味する(最判昭和51年5月22日刑集30巻5号615頁、旭川学力テスト事件)。

また、教育の自由とは、子どもの教育を受ける権利(学習権)を充足させるため、親や教師に課せられた責務であり権能であり、それらの保障の中心は、教育内容に対する国家権力の過度の介入を防止するところにある。

(3) 卒業証書の記載と教育を受ける権利・教育の自由

卒業証書は、前述のとおり、その者が学校の認定している教育課程を修了したことを証明する為に学校が発行する公文書である。卒業証書はその性質上証明文書にとまるものであり、その記載内容如何が教育の内容に関わるとまではいえない。

4 本件の検討

(1) 保護者(申立人ら)の思想良心の自由、教育を受ける権利を侵害しているか

卒業証書は、あくまで卒業生徒の卒業を証明することを本質とするものである。したがって、卒業証書の記載内容が、一身専属的な自由である思想良心の自由との関係では、卒業証書を授与される主体である生徒についてのみ問題となり得るのであって、保護者の思想良心の自由に対する影響力については否定される。

よって、本件の卒業証書の記載内容についても、保護者(申立人ら)の思想良心の自由を侵害するものにはならない。

また、教育内容に対する介入とまでは言えないため、教育の自由に対する侵害にもならない。

(2) 生徒の思想良心の自由

しかし、既述のとおり、卒業証書の記載内容は、生徒の思想良心の自由との関係では問題となりうる。

もっとも、本件に限っていうと、本件の申立人らは生徒自身ではなく、あくまでその保護者らである。また、申立人らの主張自体も、その子どもである当該生徒自身が思想良心の自由を侵害されたと強く主張している訳ではないことも窺われる。

したがって、本件では、卒業証書の記載内容によって、申立人らの子どもら

の思想良心の自由を具体的に侵害した事実までは認めることはできない。

よって、本件申立について、当会が「警告」や「勧告」を行う対象になりうるものではない。

(3) 制度に対する「要望」

もっとも、このように本件申立人らの子どもを含む生徒らが、将来において自らの卒業証書を顧みだ際、自らの生年月日が元号のみで記載されていることにより、思想良心の自由に対する制約となりうる可能性はある。

また、枚方市の現在の運用では、卒業生徒の中で卒業証書の自らの生年月日欄の記載を西暦(ないしは西暦併記)で記載することを真摯に希望する者に対しても、外国籍児童でない限りは元号での記載しか認めないことになり、その者の思想良心の自由を害し、人権を侵害することになると考えられる。

加えて、他府県や大阪府内の他市の運用を見ても、相当程度の数の地方自治体において、希望により卒業生の生年月日について西暦ないしは西暦併記による卒業証書が交付されていることが認められるのであって、かような運用のなされている理由が、生徒の思想良心の自由に対する配慮に存することは明らかである。多数の学校でかかる配慮がなされているという事実を無視ないし軽視することはできない。

一方現在の枚方市でも、外国籍児童については、卒業生の生年が西暦記載である卒業証書を発行しているのであるから、日本国籍の生徒で同様の記載を希望する者に対し西暦記載での卒業証書を発行したとしても、その枚数を調査する事務が増えるだけであり、西暦表記の卒業証書を作成・交付することにつき発行事務において特段の困難を生じさせるものではない。また、上記で述べたように、他府県や他市で実際に問題なく運用がなされていることからして、かかる運用に変更することで特段の困難が生じるとは考えにくい。

よって、卒業証書の生徒の生年月日記載欄について、西暦での記載を希望する卒業生徒に対して、その希望を拒否することは人権侵害となるのであり、その恐れが存する以上、西暦表記を認めるような制度に改善する旨の「要望」を行う次第である。

第4 要望の相手方

1 卒業証書の様式決定権の所在

- (1) 公立学校における卒業証書の発行権限が学校長にあり、現実に卒業証書が学校長の名で作成・交付されていること、法律上様式の定めに関する規定が校長の作成権限を定める学校教育法施行規則58条・79条しか存在しないことから、生徒の生年月日の記載を西暦とするか元号表記とするかを含め、卒業証書の様式決定については学校長にその権限があると解される。

ただし、学校長に卒業証書の様式を決定する決定権限があるといっても、生徒の人権・権利を侵害する態様での裁量権の行使は、その裁量権を逸脱するも

のとして認められない。

- (2) なお、上記のように、学校長に卒業証書の様式を決定する権限があるとしても、事実上、教育委員会等の他機関が影響力を行使し、学校長の様式決定権を拘束していた場合においては、裁量権を逸脱する行為として当機関についても人権侵害行為として救済の対象となりうる。

2 本件へのあてはめ

- (1) 五常小学校および第四中学校の各校長

これらの校長は、申立人の子どもたちに交付された卒業証書の発行権限者として、要望の直接の相手方とすべきである。

- (2) 市教育委員会

市教育委員会は、1992年の校長会で「生年月日の元号無しを必要とする人数については外国籍児童生徒に限る」という内容の確認がなされたとして、これに基づいて事務を行っている。

もっとも、この確認が、現在の卒業証書発行事務の権限の所在との関係についてまだ効力を維持しているものなのかは明確ではない。

また、市教育委員会としては、個別に学校長から相談がきた際には「日本国籍の子については住民基本台帳に基づき編成される学齢簿の記載により元号で記載するのが望ましく、外国籍児童については外国人登録原票の記載により西暦で記載されるのが望ましい」と答えるということであるから、少なくとも将来においては卒業証書についての学校長の様式決定権に対して事実上の影響力を与える可能性は存するというべきである。

よって、枚方市教育委員会も、本件では要望の相手方とすべきである。

第5 結論

よって、当会は、冒頭の結論のとおり要望を行なうべきと判断した次第である。

以上

番号	自治体名	作成日	生年月日	指導
1	和泉市	保護者の希望により西暦で記載するケースがある	保護者の希望により西暦で記載するケースがある	校長が保護者の希望により柔軟に対応する場合については、今後とも認めていきたいと考えている
2	四條畷市	原則元号であるが、保護者からの相談には、適宜それぞれの学校で適切に対応している	記載なし	各小・中学校長の専決事項であり、教育委員会として特別な指導はしていない
3	大阪府教育委員会	高等学校の卒業証書については、学則準則で様式を定めており、卒業年月日は元号としている	府立高等学校は、生徒指導要録に記載された表記に基づき記載することとしている	学校教育法施行規則第58条により、権限は学校長にある 小・中学校の卒業証書の様式については、学校長又は所管する市町村教育委員会が決定している 府立高等学校の様式については、府教育委員会が示している学則準則に基づき各校で作成している
4	藤井寺市		卒業生及び保護者が生年月日について西暦を希望した場合、西暦を使用する場合(併記も含む)がある	指導は行っていない
5	泉南市	把握していない	把握していない	記載なし
6	河内長野市	元号を使用	基本は元号を使用 各校で保護者からの西暦記載の要望があった場合対応する	基本的には、府教委よりの「学校(園)における表簿に関する事務及び証明書交付事務について」(通知)を参考にし、各学校園長に対して適正な事務管理をお願いしている
7	門真市	記載なし	西暦記載はある 学校長が保護者に元号表記あるいは西暦表記についての希望を聞いたうえで、記載	記載なし
8	吹田市	元号と西暦の併記	各校で保護者に「元号」「元号と西暦併記」「西暦」の希望調査を行い作成	
9	寺口市	本人・保護者の希望があれば西暦を使用	本人・保護者の希望があれば西暦を使用	特に指導は行っていない
10	高槻市	各校において、本人並びに保護者から希望があった場合認める	各校において、本人並びに保護者から希望があった場合認める	指導なし
11	富田林市	在日外国人の生徒・児童で、保護者が西暦使用を希望される場合は、元号と併記するようにしている	学齢簿の記載内容に基づいて記載 在日外国人の生徒・児童で、保護者が西暦使用を希望される場合は、元号と併記するようにしている	特に指導は行っていない
12	交野市	校長の裁量・権限となっており、把握していない	校長の裁量・権限となっており、把握していない	指導なし

番号	自治体名	作成日	生年月日	指導
13	大阪狭山市	小・中学校とも元号と西暦の併記	事前に保護者・本人の希望を確認し、希望がある場合は西暦を併記	記載なし
14	茨木市	原則は住民基本台帳の記載のとおりとし、保護者からの希望があれば元号と西暦の併記	保護者の希望により元号と西暦の併記	
15	摂津市	元号表記	事前に希望調査を行う	各学校に対して、校長会等を通じて指導
16	泉佐野市	把握していない学校現場で保護者に対し希望をとっているケースがある	把握していない学校現場で保護者に対し希望をとっているケースがある	指導は行っていない
17	大東市	原則元号を使用	本人及び保護者に対して希望調査を行い、希望を優先している西暦を希望した場合は西暦記載	指導は行っていない
18	泉大津市	原則元号を使用 保護者や本人が希望する時は、西暦を使用している	原則元号を使用 保護者や本人が希望する時は、西暦を使用している	記載なし
19	東大阪市	元号で表示 在日外国人籍の生徒は西暦記載	元号で表示 在日外国人籍の生徒は西暦記載	元号表示、在日外国人生徒については、西暦表示するよう、指導している
20	八尾市	原則元号を表記 在日外国人については、保護者の申出で西暦表記も含め対応している	原則元号を表記 在日外国人については、保護者の申出で西暦表記も含め対応している	元号が原則なので、西暦表記の場合は、学校長に確認をしている
21	松原市	本人・保護者に配慮し卒業証書への記載が行われている	本人・保護者に配慮し卒業証書への記載が行われている	記載なし
22	羽良野市	保護者・本人の希望により、併記を認めている	保護者・本人の希望により、併記を認めている	保護者・本人の希望を尊重するよう指導している
23	滋賀県教育委員会	本人および保護者の意向を尊重し、機械的に元号のみの表記によることなく、場合によっては西暦併記もするよう指導している	本人および保護者の意向を尊重し、機械的に元号のみの表記によることなく、場合によっては西暦併記もするよう指導している	平成12年10月に滋賀県が作成した「役所ことば」改善の手引きでは、県が作成する公文書について、誰もがよりわかりやすい文書とするために元号使用の原則は維持しながらも西暦の併記を求めている 教育委員会としては、各県立学校に対し、卒業証書についても本人および保護者の意向を尊重し、機械的に元号のみの表記によることなく、場合によっては西暦併記もするよう指導している
24	和歌山県教育庁	公立小・中学校においては、保護者の意向により西暦が使用されていることもあると聞いている 県立高等学校については、和歌山県高等学校規則により、卒業証書の様式を定めている	公立小・中学校においては、保護者の意向により西暦が使用されていることもあると聞いている 県立高等学校については、和歌山県高等学校規則により、卒業証書の様式を定めている	公立小・中学校への指導はしていない 高校については、事例がない

番号	自治体名	作成日	生年月日	指導
25	奈良市教育委員会	学校毎にすべての保護者に対し、西暦か元号かの希望を取り対応している	学校毎にすべての保護者に対し、西暦か元号かの希望を取り対応している	指導は行っていない
26	京都府教育委員会	小・中学校は特に定めていない 高校の場合 日本籍・外国籍の生徒は元号表記、申出があれば(外国籍の生徒は)西暦も認める	小・中学校は特に定めていない 高校の場合 日本籍・外国籍の生徒は元号表記、申出があれば(外国籍の生徒は)西暦も認める	校長の職務権限により作成するものであり、特に定めていない
27	長岡京市	保護者の希望により併記を認めているが、そのようなケースはほとんどない	保護者の希望により併記を認めているが、そのようなケースはほとんどない	校長会との協議の結果、元号が印刷された証書を使用することとしているが、保護者から要望があった場合併記を認めている
28	大津市	西暦が使用されているケースあり	西暦が使用されているケースあり	指導は行っていない
29	神戸市	希望者に対しては西暦を使用	希望者に対しては西暦を使用	指導なし
30	兵庫県教育委員会	小・中学校把握していない 高校は元号表記	小・中学校把握していない 高校は元号表記 外国人生徒は外国人登録証明書に基づき表記	指導は行っていない
31	宇治市	卒業対象者が希望した場合、西暦を使用することがある 西暦が使用される場合は、教育委員会が学校へ元号を抜いた卒業証書の台紙を渡し、それを使用する	卒業対象者が希望した場合、西暦を使用することがある	
32	京都市	原則は元号表記 外国籍の方は希望があれば西暦やそれぞれの国の暦年表記をすることとしている	原則は元号表記 外国籍の方は希望があれば西暦やそれぞれの国の暦年表記をすることとしている	外国籍以外の幼児、児童、生徒に西暦表記の証書を希望された場合は、元号表記とするよう指導している
33	和歌山市教育委員会	保護者・本人の希望により、西暦選択にも対応 在日外国人の生徒・児童に限るだけでなく、保護者の希望により、西暦選択にも対応	保護者・本人の希望により、西暦選択にも対応 在日外国人の生徒・児童に限るだけでなく、保護者の希望により、西暦選択にも対応	学校長に保護者・本人の希望を尊重し、西暦選択にも対応するように指示している
34	宝塚市	元号表記 保護者から申出がある場合は西暦表記	元号表記 保護者から申出がある場合は西暦表記	「宝塚市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則」において定めた様式を基準に記載
35	大田区	在日外国人の児童・生徒以外にも西暦を使用しているケースはある	在日外国人の児童・生徒以外にも西暦を使用しているケースはある	西暦の使用については、保護者から希望があれば西暦による記載をしても差し支えないと教育委員会から各学校宛に通知している
36	川崎市	基本的に本人・保護者の申請通りに記載	基本的に本人・保護者の申請通りに記載	本人・保護者の意を尊重するよう指示を出している

2009年(平成21年)1月30日

枚方市立五常小学校校長 [REDACTED] 殿
枚方市立第四中学校校長 [REDACTED] 殿

大阪弁護士会
会長 上野 勝

要 望 書

松田幹雄氏、上遠野浩一氏より、当会对し、人権侵害の事実があったとして、適切な処置を求める旨の申立てがありました(平成19年度第44号事件)。

それゆえ当会人権擁護委員会において慎重に審査しました結果、人権侵害のおそれがあると認められましたので、以下のとおり要望致します。

要望の趣旨

今後、貴校卒業予定の生徒より、卒業証書の卒業生徒生年月日欄に西暦を使用してほしい旨の要望が出された場合には、西暦を記載されるよう、要望する。

要望の理由

第1 本件申立の概要

上記申立人らより、「権限がない等の教育委員会による卒業証書における卒業生生年の元号強制により、学校長から共通暦(西暦)記載の要望を拒否され、思想・良心の自由を侵害された。また、教育委員会の不誠実な対応により、精神的苦痛を受けた。教育委員会は、自らに権限がないことを認めながら、未だに卒業証書卒業生生年の元号強制を続けている。よって、枚方市教育委員会に対し、①これまでの卒業証書の印刷・発行にかかわる事務の問題があったことを認め、申立人に対して謝罪し、申立人の希望に沿う卒業証書の再発行を認めること、②各学校(学校長)に対して、今までの卒業証書の印刷・発行にかかわる事務の問題があったことを説明し、卒業証書の発行過程を、実際に学校長に発行権限がある形に改めることの警告を出していただくよう求める」旨の申立がなされた。

第2 認定した事実

1 基本的事実

- (1) 卒業証書の意味

以下、教育委員会宛「要望書」と同文。